

2021年10月28日

全国ゴルフ練習場の皆様

公益社団法人全日本ゴルフ練習場連盟
会長 横山 雅也
副会長 川崎 益彦
安全管理委員会委員長 橋本 幸治

(公社) 全日本ゴルフ練習場連盟 新型コロナウイルス感染症対策

「ガイドライン」の改訂（第5版）について

本日（10月28日）、(公社)全日本ゴルフ練習場連盟「**新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン改訂（第5版）**」を発信します。

本日の改訂版は経済産業省のご協力をいただきまして、**デルタ株等の変異株の拡大を踏まえたガイドライン**を掲載し、一部改訂しました。

特に従業員スタッフの行動管理、検査の更なる活用と徹底の項目を追加いたしましたので参考にしてください。

つきましては、再度「**ガイドライン改訂（第5版）**」をご確認いただき、全国のゴルフ練習場でガイドラインに沿った営業活動、感染対策を臨んでいただきたく思います。

尚、「本ガイドラインについては、今後も必要に応じて適宜改訂を行います」
のでご確認ください。 **第5版の改訂箇所は青字で記入しました。**

記

○**デルタ株等の変異株の拡大も踏まえクラスターが発生しない施設とは**

(三つの密を回避)

- (1) 必要に応じて入場者の制限や誘導
- (2) 手指の消毒設備の設置
- (3) マスクの着用
- (4) 室内の換気
- (5) 人と人との距離を適切にとる
- (6) 大声での会話を控える
- (7) 基本的な健康チェック
- (8) 利用者への注意喚起
- (9) **スタッフの行動管理・検査の更なる活用と徹底**

「本ガイドラインについては、今後も必要に応じて適宜改訂を行います」

1. 利用者への注意喚起 (ホームページ・ポスター掲示、書面配布等)

【ポイント1】

施設利用時の注意事項並びに、体調が思わしくない時の来場自粛をHPや掲示で会員へ呼びかけ、実行の徹底を強く求めています。

掲示例① 症状のある方の入場制限

感染拡散を防ぐため、しばらくの間、以下の点を厳守の上ご利用いただきますよう、強くお願い申し上げます。少しでも該当すると感じる点がある方のご来場は固くお断り申し上げます。

● 次の症状がある方等、該当する点があるお客様は来場をお控えください。

- * 風邪の症状（くしゃみや咳が出る）や平熱を超える発熱がある方。
- * 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある方。
- * 咳、痰、胸部不快感のある方。
- * 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある方。
- * 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる。
- * 嗅覚・味覚に異常を感じる方。
- * 過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある方。
- * その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある方。

掲示例② 感染防止のための入場者の整理（密にならないように対応）

感染拡大を防ぐために、当練習場では以下の対応を行ってまいります。皆様のご協力とご理解をお願い申し上げます。

(1) 打席について

ゴルフ練習場は基本的に打席間隔が2.5メートル前後確保されているため、1打席に1人だと濃厚接触になりません。ただし、1打席をグループで利用する場合はその保証はありませんので、基本的に1打席1人のご利用とします（子供連れやカップルは例外とする）。

(2) フロントについて

- フロント受付での順番待ちの列は、前の方と2メートル以上空けてお並び下さい。
- 待合室でのウェイティングは3密（密集、密接、密閉）のいずれも避けるようお願いいたします。
- 事例：3密を避けるために車内で待機していただき携帯電話（番号聞いて）でお呼び出しします。

掲示例③ 利用者に対する周知徹底を図るための当連盟作成ポスターの掲示

新型コロナウイルス感染症対策のお願い
ゴルフ練習場は、空間での練習ですが、万が一にも感染しないよう日々注意を払いお客様をお迎えしています。新型コロナウイルス感染症が疑念するまでの期間、お客様のご理解を賜り、ご協力をお願い申し上げます。

ゴルフ練習場ご利用のお客様へ

- ① 手洗い・うがい**
手洗いに、ご協力をお願いします。
- ② マスクの着用**
マスク着用にご協力をお願いします。
- ③ 体調管理**
体調不良時の練習は、自粛をお願いします。
- ④** 当練習場では、スタッフがマスクを着用してご対応する場合がございます。

JGRA 関東ゴルフ練習場連盟 (公社) 全日本ゴルフ練習場連盟

ご来場の皆様へ新型コロナウイルス感染予防対策

当練習場は、予防対策推進中ぞ!

新型コロナウイルス感染症対策

- ①** 風邪の症状 (くしゃみ・咳が出る) 熱37.5度以上の熱がある方。
- ②** 強いだるさ (倦怠感) や息苦しさがある方。
- ③** 咳、痰、胸部不快感のある方。
- ④** 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる。
- ⑤** 嗅覚・味覚に異常を感じる方。
- ⑥** その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある方。
- ⑦** 海外渡航から帰国して2週間経過していない方。

感染症数を防ぐため、しばらくの間は以下の点を厳守の上でご利用いただきますようお願い申し上げます。少しでも該当すると感じる点がある方のご来場は避けるようお願い申し上げます。

JGRA 公益社団法人 全日本ゴルフ練習場連盟 調査研究委員会

ゴルフ練習場ご利用のお客様へ

マスクの着用を! お願いします

「距離をとって」

他の人とは十分な距離をとりましょう
場内での会話をお控え下さい。

JGRA (公社) 全日本ゴルフ練習場連盟

北海道ゴルフ練習場連盟 / 東北ゴルフ練習場連盟 / 関東ゴルフ練習場連盟 / 中部ゴルフ練習場連盟 / 関西ゴルフ練習場連盟 / 中国四国ゴルフ練習場連盟 / 九州ゴルフ練習場連盟

注意事項

- 打席で一人で打っているときにまでマスク着用を求めるものではありませんが、感染予防のためには極力マスクの着用をお願いします。
- 正しいマスクの着用と咳エチケットについても注意しましょう。
- 距離を取れないところではマスク着用、会話の際はマスク着用をお願いします。
- 飲食は極力控えてもらう。
- マスクを着用しない顧客へはマスクを配布もしくは販売する。



○デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、大声を出さないように施設内で掲示等を行うなど、啓発徹底を行いましょう。
 なお、大声を出す者がいた場合は、個別に注意を行いましょう。

2. 場内衛生確保・感染防止対策

【ポイント2】

お客様が手に触れるであろう設備・備品を確認し、清掃スタッフに消毒と清掃の徹底をします。また、クラスターを作らないためにクラブハウス内での打席待ちや休憩を制限した運営を行います。

1) クラブハウス

- ① デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、可能な限り入場時の検温の実施、入場口へのアルコール等の手指消毒剤配置と消毒の徹底。
- ② クラブハウス内では正しくマスクを着用する（品質の確かな、できれば不織布を着用）。マスクを着用していない顧客へは、マスクを配布もしくは販売をする。マスクの着用法について、例えば厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）正しいマスクのつけ方」等参照。
- ③ 出入り口のドア、自動ドア、窓を可能な限り開放し、良好な風通しの確保。
- ④ 場内椅子机・更衣室・手洗い場の清掃・除菌の通常以上の徹底。巡回清掃の実施及び実施済管理簿の設置、記入。
- ⑤ 混雑時、クラブハウス内での打席待を制限し、車内もしくは屋外で待機いただく。

- ⑥ フロントでの飛沫感染を防止するため、アクリル板、ビニールシート等を設置し接客にあたる。また、接触防止の観点から、電子マネーやキャッシュレス決済の導入も検討する。なお、カード類や現金の受け渡しにはコイントレーを活用する。
- ⑦ 長時間（15分以上／濃厚接触の基準）の対面接客は行わない。マスク着用の場合でも、会話は短く切り上げる対応が望ましい。
- ⑧ 打席でのお客様とスタッフの会話は、打席内では行わずできるだけ2mを目安に（最低1m）距離を取る。
- ⑨ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ⑩ ボールベンダーからのボールカゴを使用の場合、定期的に清掃、除菌を行う。
- ⑪ デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ、施設内で大声を出さないようにポスター、掲示等行うなど啓発徹底を行う。場内、打席で大声を出す者がいた場合は個別に注意を行う。
- ⑫ 「新型コロナウイルス接触確認アプリ」（COCOA）、自治体独自の通知アプリ、QRコード読取を活用したシステムへの登録を推奨する。（携帯電話の使用を控える場面では、「接触確認アプリ」（COCOA）を機能させるため、「電源及びBluetoothをONにした上で、マナーモードにすること」を推奨する。）

2) トイレ

（※デルタ株等変異株の拡大を踏まえ感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する）

- ① 便器内は、通常の清掃が良い。
- ② 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ③ 手洗い場に石鹸を置き流水による手洗いを徹底すること。（ポンプ式が望ましい）
- ④ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ⑤ ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ⑥ ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。
- ⑦ 室内のこまめな換気に努める。

3) 待合スペース、喫煙所、ロッカールーム

（※デルタ株等変異株の拡大を踏まえ感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ① 一度に休憩する人数を減らし、対面で会話をしないようにする。会話時にはマスクを着用する。
- ② 人と人との距離をできるだけ2mを目安に（最低1m）確保するように努める。
- ③ 休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ④ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒を徹底する。
- ⑤ 喫煙所は灰皿の距離を離して密集しないようにする。
- ⑥ ロッカールームでの着替えは控えてもらう。
- ⑦ 寒冷な場面の場合であっても、暖気を維持しながら、常時換気又はこまめな換気を徹底する。その際、換気量を維持しながら、暖気を保つため、こまめに大きく窓開けするのではなく、常時小さく窓開けする等の工夫は可とする。

4) ゴミの廃棄

- ① 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ② ゴミを回収するスタッフは、マスクや手袋を着用する。
- ③ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

5) 清掃・消毒

- ① 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である。
- ② 手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

6) クラブハウス内のゴルフショップ、フィットネスジム、マッサージその他の付帯設備

※各設備のガイドラインを参考に今後追記する。(予定)

3. スタッフの健康行動管理/処遇/検査の更なる活用と徹底

【ポイント3】

スタッフがもっとも危機感を感じながら業務にあたっているので、スタッフ1人1人の体調管理を心がけます。

- 1) スタッフに平熱を超える発熱や風邪様症状がある場合には、その従業員の出勤自粛を図り、受診・相談センターやかかりつけ医などに適切に相談する。
- 2) 感染リスクが高まる「5つの場面」、「新しい生活様式」等の案内物を活用して、従業員に対する新型コロナウイルス感染症予防管理対策を周知・徹底する。スタッフはマスクを着用する。
- 3) スタッフの家族等、同居者に感染者や感染者への接触があることが判明した場合は即刻出勤停止とし、他のスタッフとの接触について正確に把握する。
- 4) 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することも考えられる。
- 5) ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- 6) 職場における検査の更なる活用・徹底を図る。
 - ① 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。
 - ② 体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底する。
 - ③ 出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、抗原簡易キットを活用して検査を実施する。
 - ④ 抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の了承を得た上で、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施する。陰性であっても帰宅させて医療機関の受診を促す。症状が軽快するまで自宅待機とする。

7) 抗原簡易キットの購入にあたっては、

- ① 連携医療機関を定めること。
- ② 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること。
- ③ 国が承認した抗原簡易キットを用いることが必要。

8) これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL 参照する。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>

(令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>

(令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」)

9) 寮などで集団生活を行っている場合や、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境(労働集約的環境)、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的なPCR検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討する。

ワクチン接種について厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」等を参照する。

10) スタッフの休憩スペース、食事スペース、喫煙スペース等では下記の点を徹底する。

- ① (食事、喫煙を含む) 休憩・休息の際はできるだけ2mを目安に最低1m正面から距離を確保し、一定数以上が同時にスペース内に入らないよう、収容人数を決めて従業員に混雑時間帯の利用回避を周知したり、スペースやパーティションの追設や休憩時間をずらす工夫をする。
- ② 食事、着替え、喫煙等でマスクを着用しないときは、会話を控えるか、会話の場合はマスクを必ず着用。
- ③ 休憩スペースの常時換気。
- ④ 共用する物品(テーブル、椅子等)の定期的な消毒。消毒方法については、例えば厚生労働省HPの「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照する。
- ⑤ 入退室前後の手洗い徹底。
 - ・ 車輦での移動の場合にも正しいマスク着用、換気徹底をはじめとする上記休憩スペースでの対策に留意する。
 - ・ トイレでは、手洗いを徹底するものとする。また、共通のタオルの利用の禁止、ペーパータオルの設置、個人用タオル等の持参を徹底する。

4. 感染者が発生した場合の対処（保健所からの通知・本人からの通告）

【ポイント4】

感染拡大の恐れがあるために速やかに休業を行い、保健所と対応に当たります。

- ① まず、即時に保健所へ報告。（求められる情報の速やかな開示）
- ② 保健所の指示に従った上で早い段階で休場（閉鎖）を決定し、関係者への周知の徹底。
- ③ 自社内だけでなく行政に対する関連者リストの提出を求められる場合を想定し、抽出するデータベースの確認や作表の手順など事前に具体化。

※新型コロナウイルス感染者の陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール例（厚生労働省作成）参照

5. ゴルフスクールの運営

【ポイント5】

スクール生への指導を行う場合、一定の距離を保ち、お互いマスク着用、毎日健康チェックを行いながら運営を行います。

- ① スクール生との距離を保ったレッスン、極力触れないようにする。
- ② インストラクターはマスクを着用しソーシャルディスタンスを励行。（できるだけ2mを目安に（最低1m）確保するように努める）
- ③ 大声でのレッスンを控える。
- ④ スクール生同士が密にならない。
- ⑤ レッスン終了後、使用打席を定期的に消毒。（インストラクター）
- ⑥ レッスン中は会話をする機会が多いため極力感染予防のためにマスクの着用をお願いします。
- ⑦ 検温の実施、平熱を超える発熱がある場合は断る。
- ⑧ スクール生のクラブ使用を控える。
- ⑨ 練習器具使用した場合は消毒。
- ⑩ 貸クラブ使用後のグリップ消毒。
- ⑪ インストラクターの健康チェックリスト強化。
- ⑫ コースレッスンやツアー等でスクール生が移動するバスなどの車内では換気、対人距離の確保、マスク着用、会話の自粛等基本的な感染防止策を徹底する。

6. 屋内ゴルフ練習場の運営

【ポイント6】

感染予防するための工夫（密接、密集、密閉、衛生対策、その他）を行いながら最大限気を付けて運営を行います。

- ① 窓開けを基本に頻繁な換気を行う（扇風機、空気清浄機等も利用する）
デルタ株等変異株の拡大を踏まえ、適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（1時間2回以上、1回に5分間以上）を徹底する。
- ② 乾燥により湿度が下がる場合は、湿度が40%以上になるよう適切な加湿を行う。
また、換気に加えて、CO2測定装置の設置と常時モニター（1000ppm以下）の活用を検討する。（※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。）なお、CO2測定装置を設置する場合は、室内の複数箇所で測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。
HEPAフィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も可とする。
- ③ 寒冷な場面の場合であっても、暖気を維持しながら、常時換気又はこまめな換気を徹底する。その際、換気量を維持しながら、暖気を保つため、こまめに大きく窓開けするのではなく、常時小さく窓開けする等の工夫は可とする。
- ④ 最小限の滞在時間になるように運営する。
- ⑤ 同じ空間に多人数が入らない様にする。
- ⑥ クラブの貸し借りの禁止。
- ⑦ ボディータッチの禁止。
- ⑧ ゴルフ指導の時は可能な限り距離を取る。ソーシャルディスタンスを励行。（できるだけ2mを目安に（最低1m）確保するように努める）
- ⑨ その他フロントでの飛沫感染防止策、マスク着用、トイレ等の衛生対策、消毒等は屋外練習場と同様に行う。
- ⑩ キャッシュレス等も取り入れる。

7. 練習場ハウス内喫茶、レストランの運営

【ポイント7】

食品衛生法を遵守して食品の安全で衛生的な取扱いを徹底させます。3密（密閉、密集、密接）を避け、手洗いなどの一般衛生管理の徹底、人と人との間隔（できるだけ2mを目安に（最低1m））の確保等を通じて、安全・安心を確保して運営を行います。

- ① テーブル・椅子の減少で「身体的距離の確保」を行う。
- ② テーブルは、飛沫感染予防のためにパーティションで区切るか、席の配置の間隔（できるだけ

け2 mを目安に（最低1 m）を空けて横並びで座れるように工夫する。

- ③ 徹底した換気を行う（窓・ドア等の定期的な開放、常時換気扇の使用など）。
- ④ テーブル・椅子・調味料等の容器・メニュー等の手の触れる箇所は定期的に消毒。
- ⑤ マスク着用を徹底し、特に食事中でも会話の際にはマスク着用を徹底し、感染状況に応じて飲酒を自粛するか、過度な飲酒を避ける。
- ⑥ 人数制限や利用時間をずらす工夫も行う。

(注) レストランの営業にあたっては、上記対策のほか、適宜以下のガイドラインも参照すること。

「外食業の事業継続のためのガイドライン」 <http://www.jfnet.or.jp/contents/safety/>

最後に・・・

現況のような状況下ではありますが、休業による経営状況の悪化の回避は、会員練習場
共通の願いであることは言うまでもありません。

ゴルフ練習場を運営される全国の皆様におかれましては、どうか万全の体制の運営を心掛
けていただきますよう、切にお願い申し上げます。

尚、各項目の実施に際しては、「新しい生活様式」についても併せて参照いただくよう
お願いします。

<参考>厚生労働省「新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を公表しました」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

※本ガイドラインは、今後の各地域の感染状況を踏まえて随時見直しを行いますので、
ご注意ください。

2021年10月28日

公益社団法人全日本ゴルフ練習場連盟
安全管理委員会

2020年5月7日	一部改正
2020年5月14日	一部改正
2020年5月22日	一部改正
2021年10月28日	一部改正

以上